

「tunagi～つなぎ」サービス利用規約

「tunagi～つなぎ」サービス利用約款（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社四方継（以下、「当社」といいます。）が提供する、つなぎ堂地域メンテナンスサービス「tunagi～つなぎ」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関して、当社と会員との間に適用されるものです。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、建物のメンテナンスサービス（以下、「メンテナンスサービス」といいます。）と、地域のイベント・商品・専門サービス等に関する情報を発信するサポートサービス（以下、「サポートサービス」といいます。）を内容とします。

第2条（定義）

本規約における用語を次のとおり定義します。

- （1）「会員」とは、当社が指定する方法により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾し、当社所定の会員登録手続を完了した方をいいます。
- （2）「対象物件」とは、会員がメンテナンスサービスの提供を受ける建物を指し、原則として、1つの建物（例えば、一戸建住宅1棟やマンションの1戸）につき1つの契約になります。
- （3）「メンテナンス対象箇所」とは、メンテナンスの対象となる構造体、外装、内装、設備（建築工事に関するものに限ります。賃貸借契約の対象となっている部分は除きます。）をいいます。

第3条（会員の要件）

1. 会員となるには、原則として、申込者が以下のすべての条件を満たし、かつ対象物件が以下の地図で示す地域に所在することを要するものとします。ただし、この区域外に所在する物件であっても、当社が承諾したときは対象物件とすることができるものとします（この場合、メンテナンスサービスの提供に際して交通費等の費用をご負担いただくことがあります。）。
 - （1）当社との間で建物工事に関する請負契約をしていただいたことがあること。ただし、当社のお客様からの推薦があり、当社が承諾したときはこの限りではありません。



- (2) 当社所定の情報発信方法に同意していただけること。
2. 会員は、会員としての地位、本サービスの利用契約により生じる権利等を第三者に譲渡、貸与、担保提供することはできません。

第4条（業務委託）

当社は、本サービスの提供を当社関連業者（以下、「当社委託先」といいます。）に委託（当社の委託先以降の再委託を含みます。）できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとし、

第5条（本サービスの利用期間）

1. 本サービスの利用契約は、申込者が本規約に同意のうえ、当社所定の手続により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾したとき（以下、「契約成立日」といいます。）に成立します。
2. 本サービスの利用開始日は、申込者が利用料金の支払のために使用したクレジットカードの決済が完了した日の翌月の1日とします（決済日が1日の場合はその日を利用開始日とします。）。ただし、当社が利用開始日を別途指定する場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの利用期間は、毎月1日から同月末日までの1ヶ月間とし、以降、解約の申出がない限り1ヶ月毎に自動更新されるものとし、
4. 当社が申込を承諾した場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、何時でも会員登録を取り消し、本サービスの利用契約を解約できるものとし、
 - (1) 申込者が会員資格を満たさない場合
 - (2) 申込者が当社に届け出た登録情報に虚偽、誤記、記載漏れ等があった場合
 - (3) 申込者が未成年者、被成年後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込について親権者、成年後見人、保佐人、補助人等による必要な同意等を得ていなかった場合
 - (4) 申込者が本サービスまたは当社が提供する他のサービスの利用料金の支払を遅滞し、または遅滞するおそれがある場合
 - (5) その他当社が会員として登録することが適当でないと判断した場合

第6条（本サービスの利用料金）

1. 会員は、本サービスの1ヶ月間の利用料金（消費税を含みます。以下、「利用料金」といいます。）として、当社が定める金額を、サービス提供月の前月にクレジットカードで支払うものとし、
2. 利用料金は、利用開始日が属する月から発生します。
3. 会員から支払われた利用料金は、中途解約、会員資格の喪失その他の理由の如何を問わず一切返還しないものとし、
4. 利用料金の金額は、変更する場合があります。その場合、当社のLINEレター、及びホームページ上で公表します。
5. メンテナンスサービスの対象外となる作業、材料費等の費用を要する作業には、別途料金が発生します。その際、当社は見積を提出し、会員は料金を支払って工事を行うかを決定します。

第7条（メンテナンスサービスの提供方法）

1. 会員がメンテナンスサービスの利用を希望するときは、当社が定める窓口（つない堂）へ連絡するものとし、
2. 当社は、前項の連絡を受けたときは、巡回メンテナンスを前倒しにて行う事とし、できる限り速やか

に対象物件に訪問し、メンテナンス対象箇所を確認のうえメンテナンス作業を実施します。

3. メンテナンスサービスの利用は、1契約につき巡回メンテナンス一回分、180分以内とします。

第8条（メンテナンスサービス利用時の同意事項）

1. 会員は、メンテナンスサービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。

(1) メンテナンスサービスの提供にあたり、会員以外の関係者の承諾を必要とする場合、その承諾は会員が得ること。

(2) メンテナンスサービスの提供にあたり、周辺住民等に対し騒音や振動等の影響が予想される場合、会員が周辺住民への対応を行うこと。

2. 会員は、当社または当社委託先に対し、本人確認のための個人情報の提供、現場やメンテナンス対象箇所の状況確認のための情報提供に協力するものとし、当社または当社委託先は、会員に対し、運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示を求めることができます。

3. 当社が身分証明書を確認し、会員の登録情報と一致することを確認したうえで開錠その他の作業を行ったにもかかわらず、居住者等の第三者との間でトラブルが生じた場合、すべて会員において解決するものとします。

第9条（メンテナンスサービスの提供の中止）

当社は、次の各号に掲げる事由がある場合、また現場の状況により、メンテナンスサービスの提供を拒否し、または中止することができます。

(1) 会員以外の者からの依頼である場合（顔写真付公的身分証明書の提示がない場合等、依頼者が会員本人であることを確認できない場合を含む。）

(2) 依頼者が提示した身分証明書の住所、氏名等の情報が当社に届出のある住所、氏名等と異なる場合

(3) メンテナンスの依頼をした物件が対象物件ではない場合

(4) メンテナンス対象部分の損傷・不具合等の原因が会員または第三者の故意行為による場合

(5) 会員の立会いがいない場合（会員以外の者が立ち会うときは当社の承諾が必要となります。）

(6) 会員以外の関係者の承諾を必要とする場合にその承諾が得られない場合

(7) 会員が当社または当社委託先の業務を妨害し、または業務に支障を与えるおそれがある場合

(8) 当社または当社委託先の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合

(9) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがあると当社が判断した場合

(10) 当社または委託会社のシステムの保守点検が必要な場合、またシステムに障害が発生した場合

(11) 台風・大雨・暴風・豪雪、地震・噴火・津波等の天災地変、伝染病の流行、戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動の発生

(12) 当社が適正にサービスを提供することが困難であると判断した場合

(13) その他当社がサービスを提供することが適当でないと判断した場合

第10条（メンテナンスサービスの対象外作業）

次の各号に掲げる作業は、メンテナンスサービスの対象外となり、これらを当社が引き受ける場合、別途料金が必要になります。

- (1) 所定の時間、回数を超えるメンテナンス作業
- (2) 集合住宅等の共用部分に起因する不具合に関する作業
- (3) 他業者の施工・設置に起因する不具合に関する作業
- (4) 高所作業にかかわる作業
- (5) 機器本体の交換作業
- (6) 不具合箇所の部品交換・本体交換・器具設置による処置が明らかに必要な場合に、当該部品交換・本体交換・器具設置をせず同一箇所で不具合が発生した場合の2回目以降の作業
- (7) 当社が当社以外の専門業種による対応が必要と判断する作業
- (8) 材料費等の費用を要する作業や技術的に容易ではない作業

第11条 (サポートサービスの提供方法)

1. 当社は、当社所定の情報発信方法により、会員に対し地域のイベント・商品・専門サービス等に関する情報を提供します。
2. 会員が情報提供を受けた地域のイベント・商品・専門サービス等の取扱い業者の紹介を希望するときは、当社が定める窓口（つない堂）へ連絡するものとします。
3. 当社は、当社が適当と認めるときは、会員に対し、前項の取扱い業者を紹介するものとします。ただし、緊急性が高い事項、医療に関する事項、行政サービスに関する事項は、紹介の対象外となります。

第12条 (サポートサービス利用時の同意事項)

1. 会員は、サポートサービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項に同意するものとします。
 - (1) 通信料その他会員がサービスを受けるに際して生じる費用は、会員の負担となること。
 - (2) サポートサービスを利用して得た情報は自らの判断と責任で使用するものとし、当該情報の使用から生じる一切の責任、損害、費用等は自らが負担すること。
 - (3) 会員が紹介を希望する取扱い業者に対し、当社が会員の登録情報を提供すること。
 - (4) 当社が紹介した後の会員と取扱い業者との間のやりとりについて、当社が何らの義務も負わないこと。
2. 当社は、会員に対し紹介する取扱い業者の専門性、信頼性等を保証するものではなく、会員と取扱い業者との間で紛争が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。

第13条 (サポートサービスの提供の中止)

当社は、次の各号に掲げる事由がある場合、サポートサービスの提供を拒否し、または中止することができます。

- (1) 会員以外の者からの依頼である場合
- (2) 会員が当社または当社委託先、取扱い業者の業務を妨害し、または業務に支障を与えるおそれがある場合
- (3) 当社または当社委託先、取扱い業者の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがあると当社が判断した場合
- (5) 当社または委託会社のシステムの保守点検が必要な場合、またシステムに障害が発生した場合
- (6) 台風・大雨・暴風・豪雪、地震・噴火・津波等の天災地変、伝染病の流行、戦争、内乱その他こ

れらに類似の事変または暴動の発生

(7) 当社が適正にサービスを提供することが困難であると判断した場合

(8) その他当社がサービスを提供することが適当でないと判断した場合

第14条（本サービスの解約）

1. 会員は当社所定の手続により、本サービスの利用契約を解約することができます。
2. 前項の場合、本サービスの利用契約は、支払済みの利用料金に対応する利用期間の末日をもって終了します（解約後にクレジットカードにより利用料金が決済された場合、それに対応する利用期間まで本サービスの利用契約が存続するものとし、利用料金は返還しないものとします。）。

第15条（本サービスの解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。
 - (1) 本サービスの利用の申込にあたり、会員が故意または重大な過失によって、本サービスの提供のために必要な事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合
 - (2) 会員が本規約に違反した場合
 - (3) 会員が利用料金を支払わない場合
2. 前項により本サービスの利用契約が解除された場合でも、利用料金は返還しないものとします。

第16条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に届け出た対象物件の名義に変更があるときは、当社所定の方法により、再申込をするものとします。
2. 会員は、当社に届け出た氏名、連絡先に変更があるときは、当社所定の方法により、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 当社は、会員が前2項の再申込または届出を怠ったことによって生じた会員の損害について、一切責任を負いません。

第17条（免責）

1. 当社（当社委託先を含みます。本条において以下同じ。）は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、信頼性、最新性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスの利用により生じた結果に対する一切の責任は会員が負うものとします。
2. 本サービスの提供に関し、会員と第三者との間で生じた紛争は、会員と当該第三者との間で解決するものとし、当社は当該紛争に一切の責任を負いません。
3. 本サービスの提供に関し、当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、当社はこれを賠償するものとします。その場合における当社の責任の範囲は、直接かつ通常の損害に限られるものとします。
4. 当社は、以下に定める損害については一切責任を負いません。
 - (1) 当社の責めに帰することができない事由から生じた損害
 - (2) 当社の予見または予見可能性の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害
 - (3) 逸失利益（情報の消失、毀損等による損害を含む。）

第15条（本サービスの内容の改訂）

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員への事前通知なしに、本サービスの内容の改訂、本サービスの全部または一部の中断、制限および終了をすることができます。

第18条（規約の変更）

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、民法第548条の4の規定に基づき、会員の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。また、変更後の規約は当社のLINEレター、及びホームページ上で公表いたしません。

第19条（個人情報の管理）

1. 当社は、本契約において知り得た会員の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」その他の法令およびガイドライン（以下「個人情報保護法等」といいます。）の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 当社は、会員から書面によって個人情報を取得する場合には、個人情報保護法等の定めに従い、予めその利用目的を明示します。
3. 当社および当社委託先は、本契約期間中、及び本契約の終了後において、会員の個人情報を会員の事前の承諾を得ずに第三者（当社の委託先の再委託先は除きます。）に開示または提供しません。ただし、裁判所等の公的機関から照会があった場合その他法令の定めによる場合は、この限りではありません。
4. 当社および当社委託先は自らの従業員等に対し、前3項の義務を遵守させるよう、必要かつ適切な監督を行います。

第20条（反社会的勢力の排除）

会員は、自ら（会員が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらをまとめて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

第21条（規約外事項）

本規約に定めのない事項について疑義が生じたときは、当社および会員にて協議のうえ、誠実に解決するものとします。

第22条（準拠法および専属的管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本規約の適用期間は 2020 年 9 月 12 日からとなります。